

【国】人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）について

令和 7 年 6 月閣議決定

国による「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）は、平成 14 年の「人権教育・啓発に関する基本計画（第一次基本計画）を基礎としながら、策定後の人権をめぐる社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向け、施策のさらなる推進を図るため、新たな基本計画が定められました。

「各人権課題に対する取組」項目の概要について

- (1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）
- (2) 各人権課題に対する取組
 - ア 女性
 - イ こども
 - ウ 高齢者
 - エ 障害者
 - オ 部落差別（同和問題）
 - カ アイヌの人々
 - キ 外国人
 - ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
 - ケ 感染症の患者等
 - コ ハンセン病患者・元患者及びその家族
 - サ 刑を終えて出所した人及びその家族
 - シ 犯罪被害者及びその家族
 - ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
 - セ 性的マイノリティの人々
 - ソ その他

【県】「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子素案（たたき台）の構成案概要について

令和7年9月審議会より

県では、人権尊重の理念や重要性を県民と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現するために、包括的に人権尊重を規定する「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討を進めています。

条例の構成案（各条文）について

- (1) 目的
- (2) 県の責務
- (3) 県民の責務
- (4) 事業者の責務
- (5) 市町村との協働
- (6) 人権政策推進基本方針
- (7) 人権侵害行為の禁止等
- (8) 相談支援体制
- (9) 人権教育及び人権啓発
- (10) インターネット上の誹謗中傷等の防止
- (11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等
- (12) 人権政策審議会
- (13) 附則

- 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする
- (1) 基本方針の位置づけ
- (2) 人権政策の基本理念
- (3) 人権施策の方向性
- (4) 人権教育及び人権啓発に関すること
- (5) 人権相談支援の体制に関すること
- (6) 人権問題における分野別施策の方向性
- (7) 人権政策の推進体制に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項